

**令和6年度村上市地域おこし協力隊募集要項**  
**<村上市全域>地域に寄り添うデジタル支援人材求む!**

**《村上市の概要》**

新潟県の北部に位置し、山形県境に接する村上市。平成20年4月に1市2町2村が合併し誕生した当市は、県内で最も広い1174.17km<sup>2</sup>を有し、南北約50kmにも及ぶ海岸線は、国の名勝天然記念物「笹川流れ」に代表される美しい自然景観と新鮮な魚介類が水揚げされる漁港などを有しています。

また、東側の県境は飯豊・朝日連峰の山々が連なり、そこを水源とする平成の名水百選に選定されている荒川、鮭の遡上する母なる川の三面川など河川から肥沃な土地が広がり、稲作による農業生産が盛んな地域です。

**《募集の趣旨》**

本市の総面積は新潟県内1位の1174.17Km<sup>2</sup>という広大な面積を有していますが、海、山、川、谷沿いに小規模集落が点在している地域が市内各所にあり、過疎化・高齢化が加速しています。令和6年2月1日現在、人口は54,662人、世帯数は22,220世帯で、高齢化率は40.5%です。

こうした中、すべての市民へ等しく行政サービスを提供するためには、ICTを活用して地理的条件を克服し、効率的なサービス運営を維持・継続する必要があります。

令和3年3月に策定した村上市DX推進方針においては「スマートむらかみ」の実現を目指し、誰もがメリットを享受できるデジタル化、市民の利便性・快適性向上、安心・安全な暮らしの実現に向けた様々な取組を計画しています。

これまで、主に高齢者を対象としたスマートフォン教室を行ってきましたが、隊員にはその取組をさらに拡大、加速させ、地域に密着しながら市民が日常的にデジタルの恩恵を感じることができるデジタル社会の実現に向けたデジタルデバインド解消のための任務を行っていただくことを考えています。

また、取組を進める中で、その状況を広く情報発信しながら、市内各地に新たなデジタル人材を育成し、市全体できめ細かなデジタル活用のための支援を行う体制づくりにも取り組んでいただきたいと思います。

以上のことから、「スマートむらかみ」実現のため「地域おこし協力隊」を募集するものです。

新潟県村上市は、あなたの力を必要としています。チャレンジをお待ちしています!

## 《募集内容》

### 1. 募集内容

#### (1)活動エリア

- ・村上市全域

#### (2)主な業務内容と募集人数【デジタルデバインド対策：1名】

##### ①高齢者等を対象としたスマホ教室の企画・開催

LINEの使い方、アプリのインストール方法、SNSの使い方、村上市電子申請システムの使い方などの講習会を開催します。

##### ②スマホ操作相談会の企画・開催

スマホ操作方法等の質問を受け付ける相談会を開催します。

##### ③情報リテラシー・モラル向上を目的とする講座等の企画・開催

スマートフォンを安全に使うためのポイントについて講座を開催します。

##### ④その他村上市のデジタル化に関する企画、提案

村上市が実施するデジタル化施策について提案をお願いします。

#### (3)居住場所

- ・市内の賃貸物件

### 2. 募集対象

(1)応募時点において条件不利地域※以外に住民票があり、隊員として採用後、当市に住民票を異動することができる方(着任前に当市に住民票を異動しない方)

※条件不利地域：次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

#### ①過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)

- ・第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村
- ・第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村
- ・第33条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

#### ②山村振興法(昭和40年法律第64号)

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ③離島振興法(昭和28年法律第72号)

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ④半島振興法(昭和60年法律第63号)

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

#### ⑤奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)

- ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

#### ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

- (2)応募時点の年齢がおおむね20歳以上、40歳以下の方
- (3)明るく心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (4)普通自動車免許証(AT限定も可)を有する方
- (5)Word、Excel、PowerPointを操作できること。SNSでの情報発信の経験がある方
- (6)スマートフォンの操作に関する一般的な知識を持ち、講座の講師を務められる方
- (7)地域に密着しながら住民と積極的にコミュニケーションを図り、親切丁寧に教えることができる方

### 3. 雇用

- (1)着任日：令和6年9月1日(予定)
- (2)身分は、村上市の会計年度任用職員とします。
- (3)雇用期間は年度単位での契約となります。  
(期間は原則として1年とし、最長で3年まで延長することができます。)
- (4)会計年度任用職員については、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。

### 4. 勤務及び休暇

- (1)勤務時間は、原則、午前9時から午後5時までの7時間(昼休憩1時間)。  
ただし、活動内容により勤務時間が変動する場合があります。
- (2)休暇は、土日祝祭日、年末年始とし、同日に勤務があった場合は振替休日とします。  
また、年次休暇及び特別休暇を取得することができます。

### 5. 報酬

- (1)月額：194,735円
- (2)期末・勤勉手当(賞与)、通勤手当(費用弁償)の支給あり

### 6. 待遇及び福利厚生

- (1)隊員には、当市が用意した住居に居住していただきます。  
ただし、水道光熱費等については、個人負担となります。
- (2)勤務中に使用するパソコンは当市から貸与します。
- (3)活動に使用する車両を貸与します。活動に伴う燃料費も当市が負担します。
- (4)厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。

### 7. 応募

- (1)提出書類
  - ①応募用紙(当市のホームページからダウンロードできます。)

- ②履歴書(市販のものをご使用ください。)
- ③住民票の写し(提出日を基準として3か月以内に発行されたもの)  
※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2)募集期間 令和6年4月22日(月)～ 令和6年5月31日(金)必着

## 8. 選考

(1)第1次選考≪書類選考≫

- ・応募書類により随時選考を行い、結果は応募された方全員に文書で通知します。

(2)第2次選考≪面接等≫

- ・現地又はオンラインで面接等による選考を行います。第2次選考に参加するための現地までの交通費等は、応募者の個人負担となります。

### ≪応募・問い合わせ先≫

〒958-0251

新潟県村上市三之町1-1

村上市企画戦略課デジタル化推進室

電話：0254-53-2111(内線3830)、メール：digital@city.murakami.lg.jp